

座間市と自治体間連携に関する協定を締結しました

パートナーシップ宣誓制度に関する転入・転出時の手続を簡略化

パートナーシップ宣誓制度の利用者が、相模原市と座間市の間で転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、自治体間連携に関する協定を締結したことをお知らせします。

本市は、これからも、性的マイノリティの方の自分らしい生き方を後押しするとともに、性の多様性に関する社会的な理解の促進を図っていきます。

1 協定名

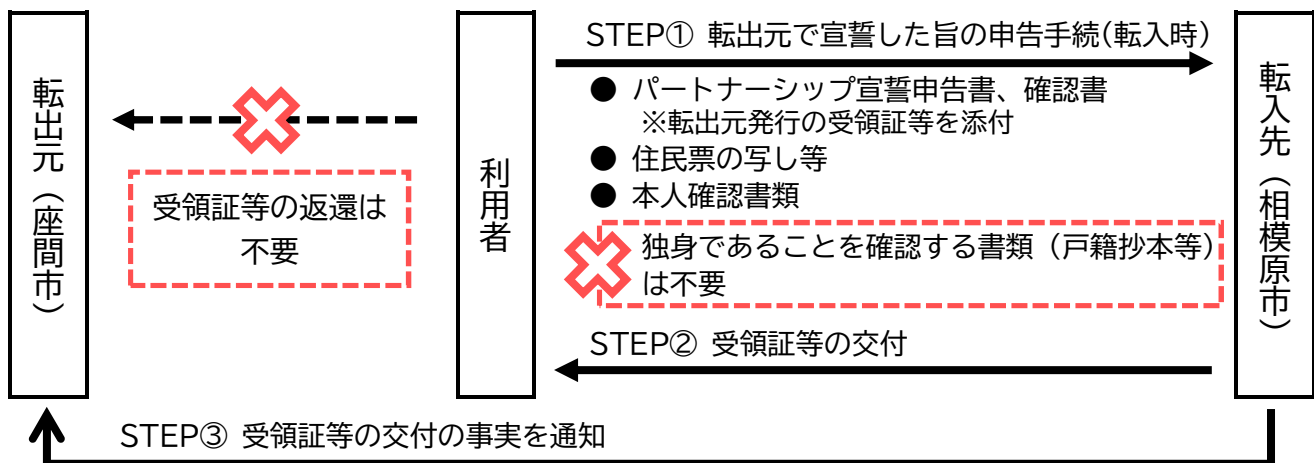
パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定

2 内容

(1) 協定による連携事項

- ・ 転出元自治体への受領証等の返還手続が不要になります。
- ・ 転入先自治体への戸籍抄本等の提出が不要となります。

(2) 連携スキーム（座間市から相模原市に転入する場合）



❗ 座間市から転入する場合は、相模原市の宣誓要件を満たす方のみ連携が利用できます。

3 協定の締結日

令和7年3月14日（金）

4 自治体間連携の開始日

令和7年4月1日（火）

※ 開始日以降に、相模原市または座間市に転入した場合に適用を受けることができます。

5 本市と自治体間（都市間）連携を実施している自治体

川崎市、横浜市、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークを構成する188自治体